

宅建にいがた

題字は元新潟県知事 君 健男氏

2018. 2. 15 第 311 号 (毎月 15 日 発行)

由行
好風
徑子

奈良薬師寺元管主 高田好風師記念の書

第 3 回業務研修会を開催

— 宅建協会と新潟県不動産流通活性化連携協議会共催 —

平成 30 年 1 月 25 日 (木)・26 日 (金)、宅建協会と新潟県不動産流通活性化連携協議会 (本会が代表構成員) の合同による第 3 回業務研修会を開催致しました。

冒頭に**研修・人材育成委員長であり連携協議会専務理事の清田 茂氏**より、開会挨拶と今年の夏に発表予定の「新潟 R 住宅」のお知らせがありました。

研修会の第一部は、

新潟・長岡会場は、副会長 渡 辺 稔 氏

上越会場は、社会貢献委員長 小 林 正 行 氏

より、(公社)全宅連の推進事業である協会のあるべき将来の姿を描いた「ハトマークビジョン」の説明がありました。ハトマークビジョンパンフレットは、今月の「宅建にいがた」と一緒に送付致します。

第二部は、**元会長で社会福祉法人 常陽会 理事長 志 田 常 弘 様**より

サ高住 (サービス付き高齢者向け住宅) の実態と儲かる貸し方、上手な借り方

第三部は、**日本大学スポーツ科学部教授**

マサチューセッツ工科大学、不動産研究センター研究員

清 水 千 弘 様より

縮退する街と誰がどのように向き合うべきか? 中小宅建業者の出番がやってきた!

についてご講演を賜りました。

出席者は、会員各位、行政、消費者の方あわせて新潟会場 151 名、長岡会場 63 名、上越会場 85 名、合計 299 名でした。過去最強クラスの寒波到来にもかかわらずご出席いただき感謝申し上げます。



日本大学の清水教授が提唱される
新しい視点による宅建業の役割



サ高住についてわかりやすい説明をされた
志田 社会福祉法人 常陽会理事長

『宅建にいがた』には重要な情報が掲載されています。ぜひご覧下さい。お願いします。

＜第3回業務研修会の様子＞



渡辺副会長のハトマークビジョン説明
（新潟・長岡会場）



小林社会貢献委員長のハトマークビジョン説明
（上越会場）



新潟県不動産流通活性化連携協議会の
「新潟R住宅」を紹介した清田専務理事



上越会場の様子

IT講習会を開催致します

本部事務局では、会員皆様を対象としたIT講習会を行っております。

ハトマークサイト・レイنزの操作、インターネットによるホームページの閲覧、メールの送受信等、基本操作の説明を無料で致します。

お申し込みは、本部事務局（担当：入沢、天井）迄、ご連絡をお願い致します。

**新潟県との
災害協定** 協賛店

大規模災害の発生時に、被災者に対し民間賃貸住宅を無料で貸付します。

新潟県宅地建物取引業協会

平成10年5月1日、新潟県と本会との間で
全国で初めての「災害時における、民間賃
貸住宅の媒介に関する協定書」に調印いた
しております。

平成18年6月22日
新潟県警察本部と
本会の間で、「こども
110番の店」に関
する覚書に調印し、
新潟県教育委員会
と協力し、安全な地
域づくりのための
活動を推進してお
ります。

新潟県警察本部
新潟県教育委員会
新潟県宅建協会

不動産業に関わる事業者の労働基準法等の法令遵守の徹底について

— 国交省 建設産業局 —

今般、労働基準法(昭和22年法律第49号)第38条の4で規定する企画業務型裁量労働制の対象としていた労働者の大半について、対象業務に該当しない、個別の営業活動等に就かせており、同制度が適用されない結果、違法な時間外労働等が認められたことから、宅地建物取引業者が都道府県労働局長から是正を図るよう、特別指導を受けるという事案がありました。このような事案が発生したことは、誠に遺憾であります。

宅地建物取引業をはじめとする不動産業に関わる事業者は、住生活の向上等に寄与するという重要な社会的責務を担っており、業務の適正な運営を確保する上でも、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)はもとより、労働基準法等のその他の関係法令等を遵守することが欠かせません。

各事業者においては、宅地建物取引業法を始めとして、労働基準法等のその他の関係法令等の遵守の徹底をお願いします。

住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)について

— 全宅連 —

昨年6月16日に公布され、本年6月15日に施行予定の「住宅宿泊事業法」について、国土交通省では、本法及び関係の政省令に関する規程の解釈及び留意事項等についてガイドラインを策定されました。観光庁のホームページにガイドラインが掲載されております。

【観光庁URL】 http://www.mlit.go.jp/kankocho/news06_000344.html

新潟県のUIターン政策へ協力

本会は、新潟県の人口減少対策解消のひとつとして行うUIターン事業に協力し、新潟県主催で東京開催のセミナーに定期的に相談員を派遣し、定住・移住の促進を行っております。



2/4(日)新潟県・長野県・富山県UIJ応援イベント
小林社会貢献委員長(於:東京コンベンションホール)



1/28(日)新潟暮らしセミナー
渡辺副会長(於:ふるさと回帰支援センター)



会員皆様の優しい心配りで、我が国の戦後の復興から今日の世界に誇る豊かな国を形成された、高齢者の方々の見守りをお願いいたします。
本会は、平成19年10月31日、新潟県との間で、全国に先駆けて「民間賃貸住宅に居住する高齢者の見守りに関する覚書」の締結をいたしております。

(一社)全国賃貸不動産管理業協会(全宅管理) 新規会員募集!

全宅管理では「賃貸不動産管理業」を単に賃貸媒介の付随業務にとどまらない独立かつ主体的な業務であると捉え、健全な発展と確立を目指しています。また、業の確立に向けた研究・提言等により会員皆様の業務をサポートします。

◆全宅管理会員限定の入会メリット

250 種類の最新賃貸管理関係書式ダウンロード(無料)、弁護士による無料電話法律相談(毎週開催)、クラウド型賃貸管理、無料会員研修会開催 etc

【入会金・年会費】 入会金 20,000 円 年会費 24,000 円 (2,000 円(月額)×12 ヶ月分)

※年度の途中でご入会いただいた場合、会費(月割)が発生します。

【ご入会手続き】 全宅管理のホームページより入会申込書をダウンロードの上、必要事項をご記入いただき、全宅管理あて郵送、またはファックスにてご送付下さい。 ※詳細は、全宅管理ホームページをご覧ください。

【宅建協会新入会員応援プロジェクト実施中】

下記の①②の条件を満たす方が全宅管理に入会する場合の**入会金 20,000 円を全額免除**致します。

①**新規に開業**をして、宅建協会に**平成 29 年度(平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日)**に入会した方

②宅建協会入会日から**1 年以内に全宅管理の入会受付(入金)を完了**した方

【お問い合わせ先】 (一社)全国賃貸不動産管理業協会

電 話 : 03-3865-7031 HP <http://www.chinkan.jp/>

本会の会員皆様で、建設業における新潟県知事許可業者の皆様

1. 本会は、平成 10 年 5 月 1 日、新潟県との間で全国で初めて「災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書」に調印致しております。
2. 経営事項審査については、平成 18 年 5 月 1 日から防災活動への貢献の状況項目が新たに加えられました。
3. 証明書を必要とされる会員皆様には、本会で証明書を発行致しますので、本部事務局までご連絡をお願い致します。

総務財務委員会より

協会では、平成 30 年度の事業計画書・収支予算書の原案の策定業務に着手しております。ご要望等がございましたら、事務局迄ご連絡願います。

発行所 公益社団法人新潟県宅地建物取引業協会

公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会新潟本部

〒950-0084

新潟市中央区明石 1-3-10 新潟県宅建会館

電 話

025-247-1177

ホームページアドレス

<http://www.niigata-takken.or.jp>

E メール

takken@niigata-takken.or.jp

発行人 平 松 勝

編集人 高 橋 達 平

ホームページ来訪者 平成 30 年 2 月 1 日現在 1, 198, 097 名 先月比 (+4, 240) 1 日平均 137 名
--